

住宅市街地総合整備事業に係る新規採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

この細目の対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に規定する整備計画に基づいて行われる事業とする。

第2 評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

住宅市街地総合整備事業の新規採択時評価は、制度要綱第5に規定する整備計画ごとに行うものとする。

2 用語の定義

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）の「新規事業採択」とは、「整備計画国土交通大臣承認」（変更を除く）とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続き

(1) 評価の実施主体

評価は、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が実施することとする。

(2) 評価に係る資料

評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②第4に定める評価に関する指標

2 評価結果等の公表

(1) 公表内容

評価結果、採択箇所及び評価手法に関する資料とする。

(2) 公表方法

記者発表、閲覧等によるものとする。

第4 評価手法の設定

評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業採択の前提条件を確認するための指標

(2) 事業の効果や必要性を評価するための指標

なお、各指標に関する詳細な事項及び新規事業採択を決定する際の判断基準等については、別に定める評価手法によるものとする。

第5 その他の事業

住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に定める整備計画を定めない事業については、別途評価の指針を定めることとする。

第6 施行期日

本細則は、平成20年4月1日から施行する。